

◆「ふとん」の訪問販売に関する相談が急増しています。



「ふとんの打ち直しをするのに布団を渡したが高額（39万円）な契約書にサインをさせられていた」
 「介護施設利用者が3日前に布団（15万円）を購入したようだ。高齢で契約についてよく覚えていない」
 「何度も断ったのに、『見るだけでいい』と言って無理やり上がりこみ、なかなか帰らなかったのが怖くなって契約した」

など

訪問販売では、「[特定商取引に関する法律](#)」が適用され、クーリング・オフ期間（8日間）が設けられています。事業者から「クーリング・オフできない」「違約金が発生する」など妨害された場合や契約書面をもらっていないなどの場合には8日間を過ぎていてもクーリング・オフができます。クーリング・オフについては、[こちら](#)をご覧ください。

事業者からしつこく電話や訪問してきても、相手にしないようにしましょう。
 また、返金に応じない場合は、大阪市消費者センターまでご相談ください。

◆「郵便局」をかたる、送りつけ商法にご注意！不審な電話は、すぐに切りましょう！

「中央郵便局です」と名乗る電話があり、「あなたの名前宛に郵便物を送ります。差出人は福祉局からです」という相談が入りました。

相談者はおかしいと思い、「結構です」と断ったところ、「何が結構ですか」と口調が変わり、電話を切ったが、その後もしつこく電話がかかってきたとのこと。

悪質事業者は、さまざまな手法（[かたり商法など](#)）を用いて、消費者に接触してきます。消費者被害に遭わないためにも、このような電話があれば、相手にせず、すぐに電話を切りましょう！

また、商品が送られてきても、受け取り拒否をしましょう！



◆大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

●消費生活相談専用電話：6614-0999

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

◇メール相談：大阪市消費者センターホームページから「[メール相談](#)」にアクセス

◇面談：大阪市消費者センター（※予約不要）

その他の面談場所（※要予約 6614-0999）

- ・天王寺サービスカウンター
- ・クレオ大阪各館[子育て活動支援館・西部館・南部館・東部館・中央館]
- ・市民相談室(市役所1階)

※土日祝、12/29～1/3を除く 午前10時～午後3時



メインキャラクター エルちゃん